

胎内市ふるさと納税寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 募集内容

胎内市では、ふるさと納税制度による地域産業の振興とPRを目的に、胎内市にふるさと納税をした方（以下「寄附者」という。）に対する返礼品の拡充を行います。

つきましては、寄附者に対する返礼品として商品またはサービスを提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 留意事項

市は、返礼品の送付にあたり、業務の効率化、返礼品の安心・安全の徹底（特に食品衛生等）、個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期するため、関連業務全般を3の取りまとめ事業者へ委託します。

そのため、返礼品の取扱いに関しては、取りまとめ事業者の指示に従って行うこととなります。

3 取りまとめ事業者

■全農ECソリューションズ株式会社（担当：^{たうた}田歌）

東京都渋谷区渋谷 2-15-1

TEL：03-3486-6301 FAX：03-3486-9775

E-mail：furusato@zennoh-ec.co.jp

4 返礼品提供事業者の要件

次の要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を全て満たしていても、市が適当ではないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 法令及び条例等に適合した生産・製造・加工・販売を行っていること。
- (2) 原則として、本社（本店）、支社（支店）、事業所、または工場が胎内市内に存すること。
- (3) 事業者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

5 返礼品の要件

次の要件の全てに該当するもの。

- (1) 市内で生産・製造・加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、または市のPRにつながるものとして市が認めるもの等、総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第5条）のいずれかに該当するもの（別紙「返礼品提案様式 類型一覧」参照）であることが確認できるもの。
- (2) 胎内市の魅力を「体感してもらえる」または、胎内市を「懐かしんでもらえる」もので、地域産業の振興につながる要素を持つ商品またはサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（期間限定・数量限定で一定の安定供給が可能なものは可とする）。
- (4) 市および取りまとめ事業者が求める資料の提供が可能であること。

6 寄附金額

寄附金額については、市が返礼品の価格に応じて定める。なお、送料は市が一括して負担する。

7 応募方法

別紙の「事業者登録用紙」、「返礼品提案様式」、「同意書兼誓約書」に必要事項を記入し、取りまとめ事業者にMail又はFAXで提出してください。その後、具体的な提案について、市と取りまとめ事業者で確認ののち、総務省の審査の結果を経たうえで、採否を決定します。

なお、返礼品の要件に適合しているかについては、毎年審査を受ける必要があります。

8 登録の取り消し

申請内容に虚偽や不正があった場合、市や寄附者に対して損害を及ぼす行為があった場合、市の信用を失墜させる対応等があった場合など、その他市が適当でないと認める場合には、返礼品および事業者登録を取り消す場合があります。

その他、不明な点等がありましたら、下記担当に問い合わせ願います。

担当：胎内市役所総合政策課
企画政策係
電話 0254-43-6111（内線1364）